

西九州商事株式会社とNIINUMA TOMOFARM CO., LTD.との間における

連携推進に関する協定書

産官学連携の取り組みである「長崎和牛の輸出に向けた協議会」を経て、地域商社として設立した大学発ベンチャー企業の西九州商事株式会社(以下「甲」という。)と、長崎和牛等の西九州食財の輸出に応え、ベトナムでの輸入・卸売を展開することを旨とするNIINUMA TOMOFARM CO., LTD.(以下「乙」という。)は、経済活動、教育・人材育成の活動等を通じて、佐世保市及び長崎県、日越関係の発展に貢献することを目指して、以下の通り連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が、2030年の農林水産物・食品の輸出額目標兆円の達成を念頭に、長崎和牛を中心とした西九州食財、長崎県と佐賀県を始めとする日本産の農林水産物・食品等の輸出入を通して連携を図り、海外での販路拡大、ブランディング、佐世保市及び長崎県の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次の連携事項を推進するものとする。

- (1) 目標として月1～2頭規模の長崎和牛の輸出を推進する。
- (2) 海外向けの販路拡大、ブランディング、マーケティング等に関して推進する。
- (3) 佐世保市及び長崎県における地域、産業、教育等の振興を推進する。
- (4) 日越における教育及び人材育成を推進する。
- (5) その他、甲及び乙が必要と認める事項。

(合意)

第3条 甲及び乙は、本協定書に基づき、個別対象案件その他具体的な取り組みを実施することに合意したときは、次の事項について、その都度書面により取り決めるものとする。

- (1) 案件の詳細及び具体的推進方法の詳細
- (2) 関係契約条件
- (3) 情報提供の範囲
- (4) 甲と乙の役割
- (5) その他具体的事項

2 甲及び乙は、双方間で個々の案件に関する具体的条件が合意され、それに関する契約書が締結されるまでは、次条の秘密保持義務を除き、本協定書に法的に拘束されるものではないことを相互に確認する。

(秘密保持義務)

第4条 甲及び乙は、次の相互の秘密保持義務について定めるものとする。

- (1) 本協定履行の過程で相手方から開示された情報で、開示の際、相手方から秘密である旨、明示された情報(以下「秘密情報」という。)を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(2) 秘密情報及び秘密情報が記載された記録媒体(以下、「秘密事項」という。)を善良なる管理者の注意を払い保管及び管理すること。

(3) 本協定が終了した場合、相手方の指示に従い、直ちに秘密事項の一切を相手方に返還又は破棄すること。

2 前号第1号及び第3号は開示を受けた際、次の各号のいずれかに該当するものについては適用しないものとする。

(1) 既に自ら所有し、又は第三者から入手していたことを立証できる情報

(2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したものであることを立証できる情報

(3) 既に公知公用であった情報

(4) 開示を受けた後に、自己の責めによらないで公知公用となった情報

3 本条は、本協定の終了後も効力を有するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定解決の日に属する年度末までとする。ただし、有効期間満了3カ月前までに、甲又は乙はいずれから一方から更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一条件をもって、1年間自動的に継続更新されるものとし、以降も同様に取り扱うものとする。

(協議解決) 第6条

本協定書に記載のない事項又は本協定書の条項の運用に疑義が生じた事項については、甲及び乙がともに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定の成立を証する為、本書2通を作成し、佐世保市の宮島大典市長の立ち会いの下、甲・乙それぞれ署名・手交の上、各1通を保有するものとする。

2024年9月26日

(甲)

長崎県佐世保市松浦町5-1

西九州商事株式会社[Nishi-Kyushu Corporation (NKC)]

代表取締役/Chief Executive Officer(CEO) 大久保 文博

(乙)

大久保 文博

43 Pho Vong Thi, Phuong Buoï, Quan Tay Ho, Thanh pho Hanoi, Vietnam

NIINUMA TOMOFARM CO., LTD

General Director 箕輪 佑耶

箕輪 佑耶